

J R 東海労申第 2 0 号
2 0 1 7 年 2 月 3 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 小林 光昭

労働協約第 37 条及び 272 条の運用に関する団体交渉開催を求める再申し入れ

会社は、組合が申第 14 号「労働協約第 37 条及び 272 条の運用に関する団体交渉を求める申し入れ」に対して、窓口間で「団体交渉事項には該当しないため団体交渉は行わない」と回答した。会社は労働協約を誤って解釈し、現場の組合員に多大な不利益をかけたにもかかわらず、団体交渉での協議を拒否した。

組合は断固抗議すると共に、あらためて、団体交渉の開催を下記の通り申し入れるので、誠意ある回答を行うこと。

記

1. 会社は「欠勤」の定義について、「基本協約 34 条 (8)、就業規則 53 条 (8) にあるとおり、『正規の労働時間の全部又は一部を欠く場合』である」と窓口回答している。しかし、J R 東海が「就業規則が正しい理解の下に的確に解釈・運用されていくことが大切」として作成した解説書「就業規則の解釈と運用」(昭和 63 年 2 月)によると、「年次有給休暇は、欠勤にあたらぬ」と解説されている。会社は「年休は欠勤である」とした誤った解釈と、「年次有給休暇は欠勤にあたらぬ」ことを認めること。
2. 会社は、年休の当該組合員に診断書の提出を求めた理由として、「『傷病により継続して 5 日を超えて欠勤した』ためであり、基本協約 37 条 (2) (就業規則 56 条 (2)) に基づくものである」と窓口回答している。年休は欠勤にはあたらぬことから、診断書の提出を求めたことは誤りであったことを認め、本人が診断書取得に要した費用を補償すること。
3. 会社が労働協約を誤って「解釈・運用」していることは明白である。申第 14 号について、団体交渉を開催すること。

以上